

「国家公務員の働き方改革を推進するための テレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査」

平成29年10月27日

内閣官房 内閣人事局、IT総合戦略室
総務省 行政評価局

調査の趣旨・概要

- 1. **国家公務員の「働き方改革」**を一層推進するには、柔軟な働き方を可能とする**テレワークの推進**や、その前提となる**リモートアクセス環境の整備**に重点的に取り組む必要がある。
- 2. **平成28年度の国家公務員のテレワーク実績** (外局含む本府省等) は、**対前年度比で、2.8倍、平成26年度から約8倍**に増加 (平成26年度561人、平成27年度1,592人、平成28年度4,460人)
また、**職員全体に占める実施割合は8.6%**となっている。

(出典:平成28年度国家公務員テレワーク取組状況等調査平成29年4月〔内閣官房IT総合戦略室、内閣人事局〕)

- 3. 本調査は、過去に行った「**国家公務員の働き方改革を推進するためのテレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査**」(平成28年11月)、「**ICTを活用した働き方改革調査**」(平成29年4月)以降の各府省等の取組状況や課題認識を把握することにより、**各府省等が自府省等の取組水準・位置付けを認識し、先行する府省等の水準に近づくよう取組を進める動機付け**となるよう、フォローアップ調査を行った。

【対象:22府省等(※)調査期間:平成29年9月15日～10月2日】

(※) 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

<今回の調査における「テレワーク」「リモートアクセス環境」の考え方>

・テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、自宅等において勤務すること

(具体例)

- ・ 育児・介護のため在宅せざるを得ない場合、怪我のため歩行困難な状況にある場合、悪天候・災害等により交通機関が途絶している場合等に、自宅において、通信機器を用いて業務を行う。

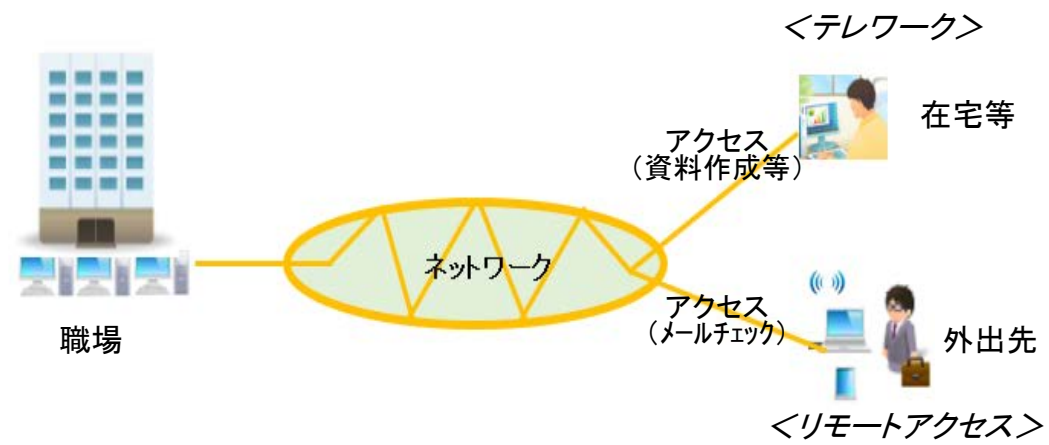
・リモートアクセス環境

職場外から、個人に割り当てられた業務用端末又は私用端末により職場の情報にアクセスし、業務遂行が可能となるような通信環境(メール等)

(具体例)

- ・ 職場外(例:用務先への移動中、自宅)において、職場メールの確認や職場の共有フォルダ内にある資料の閲覧等を行うことができるような環境

<※ イメージ図>



調査結果(ハード面①)

昨年度調査における府省等数との比較(昨年度調査府省等数→平成29年度府省等数)
赤字は、昨年度調査から進展があったもの

1 テレワークの環境整備

(1) 4府省等では、日常業務で使用する業務用端末が使用可能(2→4府省等)

(総務省、文部科学省、経済産業省、環境省)

(2) 6府省等では、セキュリティを確保した上で、私用端末が使用可能(5→6府省等)

(金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、公正取引委員会)

(3) (1)及び(2)以外の13府省等は、貸出用端末のみ使用可能(16→13府省等)

(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)

〔大幅に利用台数(※)が増えた府省等〕(金融庁、総務省、法務省、厚生労働省)

※約100台から1300台までの範囲で、テレワークに使用する私用端末又は貸出用端末が増えた府省等

2 リモートアクセス環境の整備状況

(1) 全22府省等のうち、9府省等では、省内全ての職員が、必要な時にリモートアクセス環境(※)を利用し、自宅で職場メールを閲覧可能(8→9府省等) ※私用端末又は一人一台割り当てられた業務用端末から自宅で職場メール等を閲覧可能

(金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省)

(2) (1)以外の13府省等のうち9府省等では、政府目標である2020年度までに、職員全員に、リモートアクセス環境を整備予定(9→9府省等) (内閣官房、内閣府、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、農林水産省、国土交通省)

上記取組の結果、テレワーク実績が顕著な例(本府省等)

■総務省	3,303人日(平成27年度)	→	4,882人日(平成28年度)	前年度比148%
■厚生労働省	489人日(平成27年度)	→	5,854人日(平成28年度)	前年度比1,197%
■経済産業省	958人日(平成27年度)	→	3,363人日(平成28年度)	前年度比351%

(出典:平成28年度国家公務員テレワーク取組状況等調査平成29年4月〔内閣官房IT総合戦略室、内閣人事局〕)

3 テレワーク・リモートアクセスの環境の整備に係る今後の計画

○ 7府省等では、平成30年度に、テレワーク・リモートアクセス用端末を増設予定

- ・日常業務で使用する業務用端末を持ち帰るシステムを導入

(内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、復興庁、厚生労働省、農林水産省)

- ・私用端末をテレワークに用いるための機器の台数の増 (国土交通省)

調査結果(制度面①)

昨年度調査における府省等数との比較(昨年度調査府省等数→平成29年度府省等数)
赤字は、昨年度調査から進展があったもの

4 テレワーク可能な勤務単位

(1) 全22府省等のうち、20府省等で「時間」単位でテレワークが可能(18→20府省等)

(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、**復興庁**、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、**環境省**、防衛省)

(2) 「1日」・「半日」のいずれかの単位でテレワークが可能(2→1府省等) (宮内庁)

(3) 「1日」単位のみテレワークが可能(2→1府省等) (個人情報保護委員会)

[「時間」単位のテレワークを認めていない理由]

テレワークがまだ試行段階であり、育児・介護等の事情がある職員の通勤による身体的・時間的負担がなくなる効果を重視しているため

5 テレワーク実施回数の上限

(1) 回数の上限なくテレワークが可能(12→13府省)

(内閣官房、内閣法制局、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、**復興庁**、文部科学省、厚生労働省、**農林水産省**、国土交通省)

(2) 「週」又は「月」単位で回数の上限を設定(10→9府省等)

(人事院、宮内庁、総務省、法務省、外務省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省)

[回数に上限を設ける理由]

業務遂行の円滑化に、職場における対面でのコミュニケーションが必要なため 等

6 テレワーク実施の申請期限

(1) 当日の申請が可能(5→8府省等)

(警察庁、**消費者庁**※1、総務省※2、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、**環境省**、**防衛省**)

※1 消費者行政新未来創造オフィス(徳島)のみ ※2 育児介護、国会対応等を要する職員のみ

(2) 前日までに申請(6→5府省等)

(内閣法制局、公正取引委員会、個人情報保護委員会、法務省※3、財務省) ※3 貸出用端末を利用する場合

(3) 2日以上前までに申請(11→10府省等)

2日前又は3日前までに申請 (内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省)

5~7日前までに申請(宮内庁、金融庁、復興庁) 14日前までに申請 (人事院、法務省※4) ※4 政府共通PFを使って私用端末を利用する場合

[「当日の申請」が認められない理由]

当日登庁予定の職員の勤務怠慢防止のため、貸出用端末の準備に一定の時間が必要なため、上司の承認等の手続を完了させるのに一定の時間が必要なため 等

7 テレワーク実施職員の勤怠管理

○ テレワーク実施職員に対する勤怠管理の適正確保が課題(4→6府省等)

(内閣法制局、人事院、内閣府、財務省、文部科学省、環境省)

〔勤怠管理のための取組例〕

- ・ メール・電話による確認(全ての府省等)
- ・ 業務日報や成果物の提出(16→16府省等) (人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ・ インスタントメッセージ(Skype等)による在席状況の確認(3→4府省等)

(総務省、**文部科学省**、厚生労働省、経済産業省)

(参考) テレワークに対する職場の理解・意識の向上

出典『平成29年度WLB月間・「ゆう活」に係る取組状況調査』(内閣人事局)等

※ WLB月間・・・ワークライフバランス推進強化月間(7,8月)

- テレワーク・デイに、大臣、副大臣、大臣政務官、局長級の幹部職員が、積極的にテレワークを実施 (総務省、経済産業省)
- テレワーク・デイに、大臣が全国各地のテレワーク実施者とテレビ会議システムを使って会議を実施 (総務省)
- 『「とくしま藍の日」&「テレワーク・デイ」記念フォーラム』にて、徳島オフィス開設を機にテレワークを推進する旨を表明 (消費者庁)
- 大臣、事務次官等がトップダウンで全職員宛にテレワークを促すメッセージを発出 (人事院、総務省、法務省、原子力規制委員会、厚生労働省、経済産業省、環境省、防衛省)
- テレワーク・デイに合わせて、テレワーク・ウィーク/月間を独自に設定し、テレワークを奨励 (総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)
- 実施職員数等の目標値を設定し、テレワークを促進(宮内庁、厚生労働省、経済産業省)
- WLB月間に向けて、総務省が提供する外部接続環境提供サービスを利用し、テレワーク環境を整備 (法務省)
- 省内のテレワーク実施要領を制定、改訂し、テレワークのしやすい環境を整備 (会計検査院、総務省、法務省、外務省、国土交通省、環境省)
- サテライトオフィスを活用した自宅外でのテレワークも推奨 (総務省、厚生労働省、経済産業省)

8 先進的なコミュニケーションツールの整備状況、活用状況

- (1) 省内全ての職員が、1人1台割り当てられた業務用端末からリアルタイムコミュニケーションツール(Skype等)を利用可能 (7→8府省等) (総務省、外務省、**財務省**、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、防衛省、公正取引委員会)
- (2) 利用を希望する職員が、私用端末から業務上の連絡をするためにIP電話(無料電話)を利用可能 (4→4府省等) (外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

9 審議会等におけるペーパーレス化

- (1) 省内の一部審議会等において完全ペーパーレス化を実施(6→7府省等)
(**消費者庁**、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
※経済産業省では、全ての審議会等での実施が原則
- (2) 省内の一部審議会等において、遠隔地からの参加を可能とするWEB会議システムを利用(6→8府省等)
(内閣府、**消費者庁**、金融庁、総務省、**文部科学省**、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)